

要介護度	所得 段階	施設サービス費			各種 加算	居住費					食費					1日合計			30日合計		
		1割負担	2割負担	3割負担												1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1	1	600	1,200	1,800	(a)	380					300					1,280	1,880	2,480	38,400	56,400	74,400
	2						480					390				1,470	2,070	2,670	44,100	62,100	80,100
	3－①							880				680				2,160	2,760	3,360	64,800	82,800	100,800
	3－②								980				1,420			3,000	3,600	4,200	90,000	108,000	126,000
	4									1,300					1,800	3,700	4,300	4,900	111,000	129,000	147,000
2	1	671	1,342	2,013		380					300					1,351	2,022	2,693	40,530	60,660	80,790
	2						480					390				1,541	2,212	2,883	46,230	66,360	86,490
	3－①							880				680				2,231	2,902	3,573	66,930	87,060	107,190
	3－②								980				1,420			3,071	3,742	4,413	92,130	112,260	132,390
	4									1,300					1,800	3,771	4,442	5,113	113,130	133,260	153,390
3	1	745	1,490	2,235		380					300					1,425	2,170	2,915	42,750	65,100	87,450
	2						480					390				1,615	2,360	3,105	48,450	70,800	93,150
	3－①							880				680				2,305	3,050	3,795	69,150	91,500	113,850
	3－②								980				1,420			3,145	3,890	4,635	94,350	116,700	139,050
	4									1,300					1,800	3,845	4,590	5,335	115,350	137,700	160,050
4	1	817	1,634	2,451		380					300					1,497	2,314	3,131	44,910	69,420	93,930
	2						480					390				1,687	2,504	3,321	50,610	75,120	99,630
	3－①							880				680				2,377	3,194	4,011	71,310	95,820	120,330
	3－②								980				1,420			3,217	4,034	4,851	96,510	121,020	145,530
	4									1,300					1,800	3,917	4,734	5,551	117,510	142,020	166,530
5	1	887	1,774	2,661		380					300					1,567	2,454	3,341	47,010	73,620	100,230
	2						480					390				1,757	2,644	3,531	52,710	79,320	105,930
	3－①							880				680				2,447	3,334	4,221	73,410	100,020	126,630
	3－②								980				1,420			3,287	4,174	5,061	98,610	125,220	151,830
	4									1,300					1,800	3,987	4,874	5,761	119,610	146,220	172,830

要介護度	所得 段階	施設サービス費			各種 加算	居住費					食費					1日合計			30日合計		
		1割負担	2割負担	3割負担												1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1	1	600	1,200	1,800	(a)	0					300					900	1,500	2,100	27,000	45,000	63,000
	2					430					390				1,420	2,020	2,620	42,600	60,600	78,600	
	3－①						430				680			1,710	2,310	2,910	51,300	69,300	87,300		
	3－②						530			1,420			2,550	3,150	3,750	76,500	94,500	112,500			
	4						840			1,800	3,240	3,840	4,440	97,200	115,200	133,200					
2	1	671	1,342	2,013		0					300					971	1,642	2,313	29,130	49,260	69,390
	2					430				390				1,491	2,162	2,833	44,730	64,860	84,990		
	3－①						430			680			1,781	2,452	3,123	53,430	73,560	93,690			
	3－②						530			1,420			2,621	3,292	3,963	78,630	98,760	118,890			
	4						840			1,800	3,311	3,982	4,653	99,330	119,460	139,590					
3	1	745	1,490	2,235		0					300					1,045	1,790	2,535	31,350	53,700	76,050
	2					430				390				1,565	2,310	3,055	46,950	69,300	91,650		
	3－①						430			680			1,855	2,600	3,345	55,650	78,000	100,350			
	3－②						530			1,420			2,695	3,440	4,185	80,850	103,200	125,550			
	4						840			1,800	3,385	4,130	4,875	101,550	123,900	146,250					
4	1	817	1,634	2,451		0					300					1,117	1,934	2,751	33,510	58,020	82,530
	2					430				390				1,637	2,454	3,271	49,110	73,620	98,130		
	3－①						430			680			1,927	2,744	3,561	57,810	82,320	106,830			
	3－②						530			1,420			2,767	3,584	4,401	83,010	107,520	132,030			
	4						840			1,800	3,457	4,274	5,091	103,710	128,220	152,730					
5	1	887	1,774	2,661		0					300					1,187	2,074	2,961	35,610	62,220	88,830
	2					430				390				1,707	2,594	3,481	51,210	77,820	104,430		
	3－①						430			680			1,997	2,884	3,771	59,910	86,520	113,130			
	3－②						530			1,420			2,837	3,724	4,611	85,110	111,720	138,330			
	4						840			1,800	3,527	4,414	5,301	105,810	132,420	159,030					

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			
	1割負担	2割負担	3割負担	内容
初期加算	30	60	90	入所日から30日に限り加算されます。
安全対策体制加算	20/回	40/回	60/回	安全対策担当者が施設における安全対策についての専門知識等を外部の研修で身につけ、施設の事故防止検討委員会等で共有を行った場合に加算されます。(新規入居者の方1回限り)
精神科医療養指導加算	5	10	15	認知症である利用者が全利用者の3分の1以上を占める施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画を作成している場合。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
看護体制加算 (Ⅰ)	12	24	36	常勤看護師を1名以上配置していると加算されます。
看護体制加算 (Ⅱ)	23	46	69	看護職員を2名以上配置していること。看護職員との24時間連絡できる体制を確保した場合加算されます。
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	6	9	利用者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が全体の50%以上を占め、かつ、介護従事者のうち認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20人未満の場合は1名以上配置し、20以上の場合は10人またはその端数を増すごとに1名以上を配置している場合、かつ、職員間で認知症ケアに関する技術的指導会議等を定期的に行っている場合など専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	8	12	(Ⅰ)の内容に加え、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成・実施するなど専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12	24	36	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士等を1名以上配置しているものとして市町村に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた機能訓練を行っている場合に加算されます。
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20/月	40/月	60/月	(Ⅰ)の内容に加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、計画に基づく個別機能訓練の実施、評価、評価結果を踏まえた計画の見直しや改善を行った場合に加算されます。
日常生活継続支援加算 (Ⅰ)	36	72	108	新規利用者の総数のうち、要介護4～5の被認定者の割合が全体の70%以上を占める場合または認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が65%以上を占める場合で、かつ、介護従業者のうち介護福祉士を利用者の数が6人またはその端数を増すごとに1人以上配置している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3/月	6/月	9/月	利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すると加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13/月	26/月	39/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡が発生していない場合に加算されます。

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90/月	180/月	270/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言・指導を行った場合に加算されます。
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110/月	220/月	330/月	(Ⅰ)の内容に加え、利用者の口腔衛生等の管理に係わる情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた口腔衛生等の管理の実施の為に必要な情報を活用した場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月	20/月	30/月	排せつ支援の質の向上を図るため、利用者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価を行う。又、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる利用者は、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成する。当該支援計画に基づく支援を継続して実施し、少なくとも3月に1回支援計画の見直しを行っている場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月	30/月	45/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20/月	40/月	60/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40/月	80/月	120/月	入居者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しを行った場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	100/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、入居者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しや、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に加算されます。
自立支援促進加算	300/月	600/月	900/月	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うこと。(少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している。)又、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた利用者は、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な支援の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
ADL維持等加算(Ⅰ)	30/月	60/月	90/月	評価対象の全利用者について、利用開始月と該当月の翌月から起算して6か月目においてバーセルインデックス(BI)を適切に評価できる職員(一定の研修を受けた者)がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出する場合加算されます。又評価対象者のADL利得の平均値が1以上であった場合加算されます。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60/月	120/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、評価対象者のADL利得の平均値が2以上であった場合加算されます。

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			
	1割負担	2割負担	3割負担	内容
療養食加算	6/回	12/回	18/回	医師の指示により療養食を提供した場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	200/回	400/回	600/回	利用者が医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	初老期（65歳未満）の若年性認知症の利用者に対し個別の担当者を定め、施設サービスを提供した場合に加算されます。
看取り介護加算（Ⅰ）	亡くなられた日：1,280円／日　　亡くなられた前日と前々日：680円／日　　亡くなられた日以前4～30日まで：144円／日 亡くなられた日以前31～45日まで：72円／日			
退所時等相談援助加算	内容により料金が変わります		施設から在宅に戻られる際、施設側が在宅復帰の相談援助をした場合に加算されます。	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月	20/月	30/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に質する方策を検討する為、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	介護保険給付の合計額に17.6%を加算		この加算は、介護職員の給与の改善にあてられます。	